

管理番号 No. 0312414

重要事項説明書

訪問介護事業

氏名 : _____ 様

事業者 : ケアステーションあんじえす枚方

1 当事業所の概要

支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社 T.S.I
代表者名	北山 忠雄
所在地・連絡先	〒615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町75-4 (電話)075-393-7177 (FAX)075-381-1011

(1) 事業所の概要

事業所名	ケアステーションあんじえす枚方
所在地	大阪府枚方市招提元町二丁目 23 番 11
連絡先	072-800-7737
管理者名	西出 篤生
サービス種類	訪問介護・予防訪問事業
指定事業所番号	2772409906
サービス提供地域	枚方市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～金	8時30分～17時30分
定休日	土・日
営業時間外もサービス提供を行います。	

(3) 職員体制

	資格	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	従業員の管理及び業務の管理。	1名	0名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	訪問介護の利用申し込みに係る調整や訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも訪問介護の提供にあたります。	1名	0名	1名
訪問介護員	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	訪問介護の提供にあたります。	0名 0名 0名	5名 2名 2名	5名 2名 2名

(令和 6年 10月 1日 現在)

2 事業所の連絡先（ご相談、苦情、キャンセルの連絡先）

○サービスに関するご相談や、苦情、キャンセル等のご連絡については下記連絡窓口までご連絡下さい。

事業所連絡窓口	ケアステーションあんじえす枚方
	電話番号：072-800-7737
	FAX番号：072-800-7747
	対応時間：午前8:30～午後5:30（定休日を除く）

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

指定訪問介護事業所「ケアステーションあんじえす枚方（以下「事業所」といいます）が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問介護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切なサービスを、24時間体制で提供します。訪問介護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的なサービス提供に努めます。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

<サービスの概要>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、それを踏まえた訪問介護計画書に定められます。

（1）身体介護

①食事介助

配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。

②入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。

③排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤体位交換

褥瘡の防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。

⑥着脱介助

できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助

整髪、美容、爪切りなどを行います。

⑧移動、起居の介助

歩行の見守りや車椅子での移動、ベッドからの起居、移乗等、行います。

⑨自立支援の見守り的援助

起床、就寝の準備の見守り、介助。掃除、洗濯、買い物等を一緒に行います。

(2) 生活援助

①買い物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。

②調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③掃除

利用者様が日常生活に使用している部屋の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

⑥相談

介護・援助内容相談・生活相談等を行います。

※家業の手伝いや農作業などの生業の援助・直接本人の援助に該当しない援助・日常生活の援助に該当しない援助については、生活援助はできません。

<利用料金>

介護保険の適用がある場合は、下記料金表の料金が利用者様負担となります。ただし介護保険の適用がない場合や介護保険の給付の範囲を超えたサービス費は全額が利用者負担となります。その場合、利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。下記料金表の料金は1単位10円のところ、国の基準による地域区分により、枚方市5級地10.7円となります。端数は切り捨てして算出しております。端数処理によって差が生じる場合もございます。

○訪問介護料金

サービス内容	サービス時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163単位	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	244単位	261円	522円	783円
	30分以上60分未満	387単位	414円	828円	1242円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	607円	1214円	1820円
	1時間30分以上30分ごとに	82単位	88円	176円	264円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	192円	383円	575円
	45分以上	220単位	236円	471円	707円
身体介護に続く生活援助	20分以上45分未満	65単位	70円	139円	209円
	45分以上70分未満	130単位	140円	279円	418円
	70分以上	195単位	209円	418円	626円
時間外料金					
	早朝(午前6時～午前8時)		25%	割増	
	夜間(午後6時～午後10時)		25%	割増	
	深夜(午後10時～午前6時)		50%	割増	

○割引率

適用条件	割引率
毎日 午前4時30分から午前5時59分まで	16%

○サービスの加算料金

加 算 項 目	単位	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問介護加算 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を24時間以内に行った場合。	100 単位/回	107 円/回	214 円/回	321 円/回
複数名訪問加算 利用者様の身体的理由などにより1人の介護職員による訪問介護が困難と認められた場合。				サービス提供所定単位の200%
初回加算（初月） 新規の利用者様に対して、初月にサービス提供責任者が訪問介護を行う、又は同行する場合。	200 単位	214 円	428 円	642 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員の処遇を改善する為に、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。				各単位数合計の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 介護職員の確保、定着につなげていく為に創設された国の施策による加算。				各単位数の合計の6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算 介護職員の確保、定着につなげていくために創設された国の施策による加算。				各単位数合計の2.4%
特定事業所加算Ⅰ ①体制要件+②人材要件+③重度者対応要件 ①体制要件 イ 訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が策定され、研修が実施または予定 ロ 次の基準に従ってサービス提供が行われていること ・利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的（概ね月1回以上）に開催 ・サービス提供責任者からの情報等の伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告 ハ 訪問介護員全員に健康診断等を定期的に実施 ニ 緊急時等の対応方法を利用者に明示 ②人材要件 イ 訪問介護員のうち、介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧訪問介護員1級課程修了者の総数が50%以上 ロ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧訪問介護員1級課程修了者 ③重度者対応要件又は看取り要件 ・利用者のうち、要介護4以上、日常生活自立度Ⅲ以上、喀痰吸引等を必要とする利用者の占める割合が20%以上 又は看取り要件として、主治医や訪看との連携により24時間連絡できる体制を確保しておりかつ必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取り期に関する職員研修の実施。			基本報酬の20%を加算	

*人材要件は口を採用しています。

*上記加算の他、必要に応じて合算します。

・同事業所と同一又は隣接敷地内に居住する利用者へサービスを提供する場合は、所定単位数の10%～12%減算となります。

・看取り期における対応について

医学的見地に基づき回復の見込みがないと医師が判断した場合、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算定いたします。

看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合、2時間ルール（2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること）を弾力化し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定が可能となります。

介護度やご状態により該当しない場合があります。

(1) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき10円
-----	----------

(2) 交通費

通常の事業の実施地域範囲は無料です。実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	各種交通機関を使用した場合	実施地域を越えた地点から実費
	自動車を使用した場合	実施地域を越えた地点から 1kmにつき 10円

(3) キャンセル料金

サービス提供の前日までにご連絡がなかった場合	1,000円
------------------------	--------

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月、月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日より請求いたしますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。（金融機関引落しは23日）

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用者様、ご家族様又はケアマネジャーより依頼を受け、契約を結んだ後、ご利用者様、ご家族様と面談して、情報収集を行う。

介護支援専門員の作成する居宅サービス計画書に基づいて訪問介護計画を作成し同意を得た上でサービス提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了日の2ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕若しくは要支援と認定された場合

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合、文書で通知する事で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に連絡してください。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医・親族・居宅介護支援事業者などへ連絡する等の必要な措置を講じます。必要に応じて救急隊の要請を行います。

7 事故発生時の対応方法

- 当事業所におけるサービス提供中に事故があった場合は、利用者様の状態を確認し、速やかに必要な処置を行います。
- 当該事故の状況及び事故に対して行った処置は、「事故報告書」に記録し、利用者のご家族様、市町村への報告をいたします。
また必要に応じて、主治医、ケアマネジャー、関係機関各所への連絡を行います。
- サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当事業所が加入する賠償保険に基づき損害を賠償いたします。（生活援助中の身体の事故はその限りではありません。）
- 当事業所の管理者及び従事者は、当該事故の内容・原因を究明し、事故再発防止に努めます。

8 秘密の保持

- 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とします。
- 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を従業者との誓約書の内容とします。

9 個人情報の保護

- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

10 第三者評価事業

サービス提供の開始にあたり、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供の公表及び質の向上を踏まえ、事業者は利用者に対して「第三者評価の実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価期間の名称」「評価期間の開示状況」を説明する義務があります。

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価期間の名称	無
評価期間の開示状況	無

11 非常災害対策

1 非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携・協力する事ができる関係づくりに努めます。

12 虐待防止のための措置、人権擁護

事業所は利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等も活用）を定期的に開催し、従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体拘束

事業所は、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行ないません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録をします。

14 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、すべての従業者に対し事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとします。

3 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的に実施するものとします。

4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15 ハラスメント

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

16 暴力団員の排除

- 1 指定介護事業所を運営する法人の役員及び介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 指定介護事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

17 記録の整備

事業者は、訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

苦情処理の体制

(1) 当事業所における苦情やご意見は以下の窓口で受け付けております。

苦情相談窓口	ケアステーションあんじえす枚方
対応時間	8時30分～17時30分（定休日を除く）
担当者	西出 篤生
電話	072-800-7737
FAX	072-800-7747

(2) その他当事業所以外に各役所・大阪府国民健康保険団体連合会などの介護保険窓口に苦情を申し立てることができます。

- 枚方市健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課（苦情） 電話 072-841-1460
- 枚方市健康福祉部 福祉指導監査課（事故） 電話 072-841-1468
- 枚方市健康福祉部 福祉事務所健康福祉総合相談課（虐待） 電話 072-841-1401

【会社の概要】

社名 株式会社T.S.I
資本金 378,178,000円
設立 平成22年2月
所在地 京都市西京区桂南巽町75-4
代表者 北山 忠雄

【事業内容】

訪問介護・訪問看護・予防訪問・居宅介護支援事業
サービス付き高齢者向け住宅事業

訪問介護について、重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

【事業者】

所在地 : 京都市西京区桂南巽町 75-4

社名 : 株式会社 T.S.I

代表者 : 北山 忠雄 印

【事業所】

所在地 : 大阪府枚方市招提元町二丁目 23 番 11 号

事業所名 : ケアステーションあんじえす枚方 指定番号 2772409906)

担当者 西出 篤生 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、同意の上
本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

【ご本人】住 所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】住 所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

署名代行理由 :